

大阪市 PPP/PFI 手法導入優先的検討規程

(目的)

第1条 本規程は、官民の最適な役割分担のもと、民間活力の活用により、効率的かつ効果的に公共施設等を整備するとともに、良質なサービスの提供を行うため、多様な PPP/PFI 手法を導入するための優先的検討を行うに当たって必要な手続を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) PFI 法 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）
- (2) 公共施設等 PFI 法第 2 条第 1 項に規定する公共施設等
- (3) 公共施設整備事業 PFI 法第 2 条第 2 項に規定する公共施設等の整備等に関する事業
- (4) 利用料金 PFI 法第 2 条第 6 項に規定する利用料金
- (5) 運営等 PFI 法第 2 条第 6 項に規定する運営等
- (6) 公共施設等運営権 PFI 法第 2 条第 7 項に規定する公共施設等運営権
- (7) 整備等 建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、市民に対するサービスの提供を含む。
- (8) 優先的検討 本規程に基づき、公共施設等の整備等の方針を検討するに当たって、多様な PPP/PFI 手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法より優先して行う検討
- (9) 事業担当部局 事業を所管する組織（区・局・室）

(対象とする PPP/PFI 手法)

第3条 本規程の対象とする PPP/PFI 手法は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 民間事業者が公共施設等の運営等を担う手法
公共施設等運営権方式、指定管理者制度、包括的民間委託、O 方式（運営等 Operate）
- (2) 民間事業者が公共施設等の設計、建設又は製造及び運営等を担う手法
BT 方式（建設 Build-移転 Transfer-運営等 Operate）、
BOT 方式（建設 Build-運営等 Operate-移転 Transfer）、
BOO 方式（建設 Build-所有 Own-運営等 Operate）、
DBO 方式（設計 Design-建設 Build-運営等 Operate）、
RO 方式（改修 Rehabilitate-運営等 Operate）、
ESCO
- (3) 民間事業者が公共施設等の設計及び建設又は製造を担う手法
BT 方式（建設 Build-移転 Transfer）、
DB 方式（設計 Design-建設 Build）、
民間建設借上方式、特定建築者制度

(優先的検討の対象とする事業)

第4条 第1号及び第2号に該当する公共施設整備事業を優先的検討の対象とする。

- (1) 次のいずれかに該当する事業その他民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業
 - ア 建築物又はプラントの整備等に関する事業
 - イ 利用料金の徴収を行う公共施設整備事業
- (2) 次のいずれかの事業費基準を満たす公共施設整備事業
 - ア 事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業(建設、製造又は改修を含むものに限る。)
 - イ 単年度の事業費が1億円以上の公共施設整備事業(運営等のみを行うものに限る。)

(優先的検討の対象とする事業の例外)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる公共施設整備事業を優先的検討の対象から除くものとする。

- (1) 既にPPP/PFI手法の導入が前提とされている公共施設整備事業
- (2) 民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設整備事業
- (3) 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業

(優先的検討の方法)

第6条 優先的検討は、次の手順で行うこととする。

- (1) PPP/PFI手法導入の検討開始

事業担当部局において、新たに公共施設等の整備等を行うために基本構想・基本計画等を策定する場合、公共施設等の運営等の見直しを行う場合、公共施設等の整備等の方針を検討する場合等の企画段階で優先的検討を行うものとする。

- (2) 対象事業の特定と報告・協議

事業担当部局において、優先的検討の対象とする事業を特定したときは市政改革室に報告するとともに、別紙1「PPP/PFI検討調書」により、市政改革室と協議することとする。

- (3) 適切なPPP/PFI手法の選択

事業担当部局においては、対象事業について、第4号及び第5号に先立ち、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切なPPP/PFI手法を選択するものとする。この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数のPPP/PFI手法を選択することができるものとする。

なお、当該事業の同種事例の過去の実績により、選択されたPPP/PFI手法の導入が適切と認められる場合においては、第4号及び第5号を経ることなく、当該手法の導入を決定することができるものとする。

- (4) 簡易な検討

事業担当部局においては、別紙1「PPP/PFI検討調書」により、対象事業について、従来型手法による場合と、第3号で選択したPPP/PFI手法を導入する場合との間で、次に

掲げる定性評価及び定量評価を行い、選択した PPP/PFI 手法の導入の適否を総合的に検討するものとする。

なお、第 3 号において、複数の PPP/PFI 手法を選択した場合は、各々の手法について導入の適否を検討するものとする。

ア 定性評価

次に掲げる点を評価する。

- (ア) 市民サービスの向上可能性の有無
- (イ) 類似事例の調査を踏まえた評価
- (ウ) 民間事業者の創意工夫の活用可能性の有無
- (エ) 民間事業者の参画意向の有無
- (オ) 制度的制約や時間的制約の有無

なお、この定性評価に当たって、PPP/PFI 手法の活用について民間事業者との意見交換等が行われている場合は、その内容を踏まえるものとする。

イ 定量評価

次に掲げる費用等の総額を比較する。

- (ア) 公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用
- (イ) 公共施設等の運営等の費用
- (ウ) 民間事業者の適正な利益及び配当
- (エ) 調査に要する費用
- (オ) 資金調達に要する費用
- (カ) 利用料金収入等

なお、この定量評価に当たっては、専門的な外部コンサルタントを活用した費用等の総額の比較を行うことまでは必要とせず、過去の整備事例や類似施設の整備等、運営等を参考に費用等を算出することとする。また、定量評価に当たって、PPP/PFI 手法の活用について民間事業者との意見交換等が行われている場合は、上記費用等の算定に当たって、その内容を踏まえるものとする。

(5) 詳細な検討

事業担当部局は、簡易な検討において、PPP/PFI 手法の導入が適すると評価された事業を対象として、専門的な外部コンサルタントを活用するなどにより、当該事業における PPP/PFI 手法導入の目的、事業内容、事業範囲、事業スキーム、官民のリスク分担（本市のリスク管理）、民間事業者への市場調査等の検討を行った上で、従来型手法による場合と、第 3 号で選択した PPP/PFI 手法を導入する場合との間で、定性評価及び定量評価（費用等の総額を比較）を詳細に行い、選択した PPP/PFI 手法の導入の適否を総合的に評価するものとする。

(6) 適切な PPP/PFI 手法の導入

詳細な検討の結果、当該事業における事業スキームの妥当性や実現性、財政負担の試算などが整理された段階で、本市として選択した PPP/PFI 手法の導入を進める意思決定を行うものとする。

(評価結果の公表)

第7条 事業担当部局において、簡易な検討又は詳細な検討において PPP/PFI 手法の導入に適さないと評価した場合は、PPP/PFI 手法を導入しないこととした旨及び評価結果を、入札手続の終了後等適切な時期に別紙2「評価結果調書」により公表するものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

PPP/PFI 検討調書

1 対象事業の特定

項目	内容
① 事業名	
② 担当部署	
③ 事業目的	
④ 事業内容	
⑤ 事業の必要性	
⑥ 事業費	
⑦ 事業実施の意思決定	

2 簡易な検討（定性評価）

項目	内容
① 市民サービスの向上可能性	
② 類似事例の調査を踏まえた評価	
③ 民間事業者の創意工夫の活用可能性	
④ 民間事業者の参画意向	
⑤ 制度的制約や時間的制約	

3 簡易な検討（定量評価）

	従来型手法	選択した PPP/PFI 手法
① 整備等費用 (運営費除く) ＜算出根拠＞		
② 運営費等費用 ＜算出根拠＞		
③ 利用料金収入 ＜算出根拠＞		
④ 資金調達費用 ＜算出根拠＞		
⑤ 調査等費用 ＜算出根拠＞		
⑥ 税金 ＜算出根拠＞		
⑦ 税引後損益 ＜算出根拠＞		
⑧ 合計		
⑨ 合計（現在価値）		
⑩ 財政支出削減率 (VFM 試算)		
⑪ その他 (前提条件等)		

4 簡易な検討（総合的な検討結果）

--

評価結果調書

1 事業の概要について

項目	内容
① 事業名	
② 担当部署	
③ 事業目的	
④ 事業内容	

2 PPP/PFI 手法を導入しないこととした理由について

--

3 定量評価結果

	従来型手法	選択した PPP/PFI 手法
① 整備等費用 (運営費除く)		
<算出根拠>		
② 運営費等費用		
<算出根拠>		
③ 利用料金収入		
<算出根拠>		
④ 資金調達費用		
<算出根拠>		
⑤ 調査等費用		
<算出根拠>		
⑥ 税金		
<算出根拠>		
⑦ 税引後損益		
<算出根拠>		
⑧ 合計		
⑨ 合計 (現在価値)		
⑩ 財政支出削減率 (VFM 試算)		
⑪ その他 (前提条件等)		